



Title	ブルボン改革期におけるバスクの政治的・経済的自立性：カラカス会社とギプスコア＝カラカス貿易を中心
Author(s)	高垣, 里衣
Citation	パブリック・ヒストリー. 2016, 13, p. 146-163
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66554
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ブルボン改革期における バスクの政治的・経済的自立性

カラカス会社とギプスコア＝カラカス貿易を中心に

高垣里衣

1 複合君主制国家と大西洋貿易

スペイン王位継承戦争（1701-1714年）を契機として成立したブルボン朝王権は、フエロスと呼ばれる地方諸特権の保証と引き換えに統治することができた従来の複合的な君主制を廃し、各地域の立法権、法令、軍隊による強制力、通貨制度、徵税または関税制度を一元的に管理する、中央集権的な統治体制の構築を模索したとされる。この点において、J. H. エリオットは、従来の連合王国のうち最も支配的な王国のルールを連合王国全体に適用する中央集権化政策が、1640年代に一度は頓挫したものの、1700年代からふたたび推進されたとしている。もっとも、彼にとっては、従来のいわゆる複合君主制は、近代の中央集権的な統治体制によって乗り越えられるべき中世的な支配体制の残滓ではなく、むしろ近世特有の多様性を包括するとのできる政体であった。また、わが国では、中本香が、ブルボン朝初代国王フェリペ5世（在位 1700-1724, 1724-1746年）によって推進された中央集権化の核心をなす新組織王令（「伯領地方法院の設置と新組織にかんする王令」*El Real Decreto de Nueva Planta*）をとりあげているが、ここでは同王令がめざした各王国のカスティーリャ化は政治的にはかならずしも実効性をもた

(1) 複合君主制に関する記述は、早くにはニッコロ・マキアヴェッリの『君主論』第三章「複合的君主権について」において、言語や文化・成り立ちが異なる地域の統治手法であると定義されている。それは、立石によれば、諸地域を統合する際に「法や税に手を付けぬ」まま、1つの王権が諸王国に君臨する体制である。また20世紀に入ってから複合君主制はH. G. ケーニヒスバーガや、J. H. エリオットによって概念化されてきた。近年では、このような政体に対し礫岩国家と呼ぶ例も増えている。近藤によれば、複合君主制の中にも、法的に対等で多様な連邦と属州化による併合が存在したという。さらには、構成要素に王国、領邦、都市を含み、非均質かつ多様な連結体であったことから、グスタフソンが用いる「conglomerate state」という用語に、礫岩国家という訛語をあてている。ニッコロ・マキアヴェッリ、佐々木毅訳『君主論』講談社学術文庫、2004年；H. G. Koenigsberger, "Dominium Regale or Dominium Politicum et Regale", *Theory and Society*, vol.5, 1978, pp. 191-217; J. H. Elliott, "A Europe of Composite Monarchies", *Past and Present*, vol.137, 1992, pp. 47-71; 立石博高編『世界各国史16 スペイン・ポルトガル史』山川出版社、2009年、141-142頁；近藤和彦「礫岩政体と普遍君主：覓書」『立正史学』第113号、2013年、25-41頁。

(2) Elliott, op.cit.

す、あくまでも象徴的な意味合いを帯びたものにすぎなかったとし、従来の統治体制の根強さを強調している。⁽³⁾

とはいえ、中央集権化をめざした一連の改革は、空間的にはスペイン王国内で完結するものではなく、植民地を含む帝国全体さらには国際関係をもふまえて理解されなくてはならない。18世紀スペインの貿易利潤は、オランダ、イギリス、フランスの私掠行為や密貿易によって著しく損なわれていた。また、国内のみならず国際的に展開したスペイン王位継承戦争は、スペイン帝国そのものの衰退を顕在化させるものであった。ブルボン朝はこれに対処するべく大西洋貿易の再編を志向したが、それは植民地行政と軍制の改革をもともなっており、その意味で中央集権化をめざす動向と密接である。けれども、複合君主制から中央集権的統治体制へという統治体制の転換をめぐっては、王権と王国内の一地域との関係に議論が集中しており、それらが近代をつうじて広大な植民地を領有していたことや、帝国全体の動向といかなる関係があったかは重視されていないのが現状である。

これに対し、本稿では、中央集権化が模索された18世紀においてもなお地方諸特権を維持しながら、王権によるさらなる特権賦与にあずかったバスクに注目したい。バスクはスペイン王位継承戦争中、ナバーラとともにフェリペ5世を支持したことで、「免除県」として変わらずその特権を許されることになった。なぜ、バスクが18世紀という中央集権化が模索される時代において特権を保持し続けたのか。2章で詳しく述べることになるが同地域はもともと、歴代のカスティーリャ国王により賦与された諸特権を享受しつつ、漁業、製鉄業、造船・操船業の発達をみた、経済的先進性を持つ地域であった。この点において同地域は、地方諸特権という政治的自立性と、発達していた海運業によって独自の交易を行うことのできる経済的自立性を持っていたといえる。18世紀を通してバスクが特権を保持し続けることのできた理由に、R. グラフェは、当地域がかねてから経済的に先進であったこと、ならびにブルボン改革の中後期における啓蒙思想の浸透の速さを挙げている。たとえば、ギプスコア県に属するベルガラに設立された祖国の友・経済協会 (La Sociedad Económica de Amigos del País) はスペイン全土における経済改革のモデルともなった。このことから、スペインのなかでも周縁にあたる地域の重要性を説いている。しかし、そこでは政治的過渡期にあったスペインにおけるバスクの先進性が述べられている一方で、いかにスペインの市場統合が行われたかという視点、つまり、あくまでもスペイン王国内の問題に議論が集中している。⁽⁴⁾

ブルボン改革期のバスク経済を考える上で重要なものの1つに、ギプスコア県サン・セバティアン (ドノスティア) に、1724年の王令によって創設された王立カラカス=ギプスコア

(3) 中本香「17～18世紀中葉におけるスペイン王国の構造と政治的集合概念について」『Estudios Hispánicos』第35号、2010年、45-68頁。

(4) Regina Grafe, *Distant Tyranny: Markets, Power, and Backwardness in Spain, 1650-1800*, Princeton: Princeton University Press, 2011.

(5) 本稿では、地名を原則カスティーリャ語で表記することにしたが、初出のところでは括弧づきで現地語名を記している。

会社（カラカス会社）⁽⁶⁾がある。この会社は特権貿易会社であり、王権から賦与されたカラカス貿易の独占権を保持したが、その設立や運営はもっぱらギプスコア人によって担われた会社である。

カラカス会社に関する包括的な研究書としては、まずローランド・D・フッセイによる『カラカス会社 1728-1784 ——スペイン独占貿易に関する歴史研究』⁽⁷⁾が挙げられる。これはハプスブルク朝期にあたる 17 世紀後半からカラカス会社の終焉にいたるまでの、大西洋貿易の変遷⁽⁸⁾を追うものである。A. A. イリバレンの論考は、とくに会社の沿革や活動の概要を綿密に論じたものである。

フッセイはカラカス会社をスペイン経済の発展に貢献したものと位置づけ、カラカスの繁栄はカラカス会社のみで成し遂げたものではないとしているが、あくまでもカラカス会社の設立から解散、そしてフィリピン会社への移行を議論の中心に置き、その事跡を記述するにとどまっている。イリバレンやシエルビデ、あるいはアイスプルーアらによるカラカス会社に関わる研究は、その視座を本国における貿易政策や会社の本拠地であるギプスコアに位置づけるのではなく、植民地であるベネズエラの発展史上に位置づけようとする。すなわち、ギプスコア（本国）とカラカス（植民地）の貿易は植民地側に富を与えただけでなく、ペニンスラール（イベリア半島生まれの白人）とクリオーリョ（植民地生まれの白人）の摩擦を生じさせたことから、ベネズエラの独立へと繋がったという、植民地の独立史の文脈で検討しているのである。そこでは、ギプスコアの経済や社会に注目する視点が希薄である。

こうした、ブルボン改革を行った王権に注目、あるいはカラカス会社を植民地史に位置づける研究動向を踏まえて、本稿では、地域性の濃厚なバスクに設立されたカラカス会社の変遷を追うことにより、中央集権化と大西洋貿易の再編という 18 世紀スペインが直面した喫緊の課題に、バスクとくにギプスコアが、いかに関わっていったかを明らかにしたい。

本稿の構成は以下のとおりである。第 1 に、スペインにおける王朝交替の歴史的経緯と、それにともなう中央集権化と大西洋貿易の改革について概観する。第 2 に、カラカス会社の変遷と貿易を、フッセイが記したデータをもとに考察する。そのうえで、1749 年にカラカスで起

(6) 正式名称は、“La Real Compañía Guipuzcoana de Caracas”であるので、「王立カラカス＝ギプスコア会社」と訳するのが正しいが、ここでは英語論文で通常用いられる“Caracas Company”という用語を考慮し「カラカス会社」の名称を用いる。スペイン語圏の研究者は主として“Compañía Guipuzcoana”または“la R.C.G. de Caracas”という用語を用いる。

(7) Roland Dennis Hussey, *THE CARACAS COMPANY 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934.

(8) Arantazazu Amezaga Iribarren, “La Real Compañía Guipuzcoana de Caracas. Crónica sentimental con una visión historiográfica. Los años auricos y las rebeliones (1728-1751)”, *Sancho el sabio: Revista de cultura e investigación vasca*, N°23, 2005, pp. 167-208.

(9) Ricardo Martinena Cierbide, “La Compañía Guipuzcoana de Caracas y los vascos en Venezuela durante el siglo XVIII”, *Revista Internacional de los Estudios Vascos*, N°42, 1997, pp. 63-75.

(10) Ramón Aizpurúa, “El siglo XVIII en la Venezuela colonial: la sociedad colonial y su crisis”, *Boletín Americanista*, N°31, 1981, pp. 3-13.

きたファン・フランシスコ・デ・レオンの反乱以降、会社が改革を行うものの衰退していった過程を、1763年から1783年までの3つのバランスシートから検討することにより、1778年に施行された大西洋貿易の自由化政策である自由貿易規則との関わりを分析する。最後に、それらを踏まえて、バスク、ここではとくにギプスコアの持つ経済的あるいは政治的な自立性が、18世紀のスペインにおいて、いかなる意味をもつものであったのかを考察する。この作業は、中央集権化を模索する王国、ひいては帝国そのものが実際にはいかなる統治体制であったかを理解する一助ともなるであろう。

2 ブルボン朝の貿易政策

(1) 王朝と政治体制の転換

中世イベリア半島に成立した地域的な諸国家は、近世に入るとカスティーリャ王国とアラゴン連合王国の統治により成立した統一国家によって併合され統治されるようになった。しかし、当の統一王権そのものが結婚同盟を介して成立した事実上の同君連合の所産であったため、近代国家の理念型のように完全に単一の国家に統一されたわけではなく、それぞれの地域では依然として異なる法制度・議会制度・貨幣制・税制・軍制が維持された。⁽¹¹⁾ それゆえ、たとえばカスティーリャ、ビスカヤ、シチリアは、すべて同じ君主の下に統治される地域として形式上は同等の関係にあった。従来の歴代君主は、諸地域の議会へ赴き特権遵守を旨とする誓約を立てることによって諸地域の国王または領主の地位につくことができたのである。

このように諸地域の特権の保護を約束することによって統治されてきたスペインは、フェリペ4世（在位1621-1665年）の治世に行われたオリバーレス伯公爵の改革によって危機に直面した。オリバーレス改革では、エリオットが述べるように、連合王国のうち最も支配的な王国、つまりカスティーリャ王国のルールを連合王国全体に適用させる中央集権化政策が行われたのである。しかし、この改革はネーデルラント、ポルトガル、カタルーニャの抵抗を呼ぶこととなり、頓挫するにいたった。⁽¹²⁾

カルロス2世の崩御に伴い即位したフェリペ5世は、スペインの複合的な統治形態に理解を示し、各議会でフェロスの承認を行った。しかし、スペイン王位継承戦争の戦費をカスティーリャだけでなくアラゴン連合王国からも徴収する必要性が生じ、これはアラゴン連合王国内からの反発を生んだのである。また、カタルーニャの反フランス感情は根強く、これらを利用しようとするイギリス、オーストリア、オランダからなる大同盟軍とともにアラゴン連合王国

(11) 立石編、『世界各国史16 スペイン・ポルトガル史』、141-142頁。

(12) オリバーレスの中央集権化構想は、スペイン全土における軍隊統合計画と、財政難に苦しむカスティーリャ王国の援助を目的とした構成国すべてからの徴税によって構成されている。また彼は、カスティーリャにおける治安維持、大臣達の財産調査あるいは銀行の創設構想といった財政改革、海軍増強政策も行っている。彼の行った改革についてはエリオットの著書を参照。J. H. Elliott, *IMPERIAL SPAIN: 1469-1716*, London: Penguin Books, 2002, pp. 323-360.

は、ハプスブルク家のカール大公をカルロス3世として擁立することでバルセロナに宮廷を置いた。こうしてスペイン王位継承戦争は内戦の様相をも呈したのである。

こうした状況を受けて、フェリペ5世は1707年4月にアルマンサの戦いに勝利し、5月にはアラゴンとバレンシアを征服した。こうして、両王国に6月29日、新組織王令が発布されたのである。この王令は、直接にはアラゴンとバレンシアに対しフェロスや両国の議会廃止を命じるものであったが、これ以降スペインを構成する諸王国はカスティーリャの「法・慣習・慣例・裁判」によって統治され、議会廃止にあたっては、それらが有していた権限をカスティーリャ議会へ移すという司法・政治制度の一元化と中央集権化を図るものであった。

さらに、1711年4月に神聖ローマ皇帝ヨーゼフ1世の死去を受けて、弟にあたるカール大公が神聖ローマ皇帝に選出されると状況は一変する。カール5世以来の広大なハプスブルク帝國が再生することを嫌ったイギリスやオランダはフランスと和平交渉に入り、1713年4月ユトレヒト条約、1714年3月にはラシュタット条約がオーストリアとフランスの間で、それぞれ調印された。カタルーニャは大同盟軍の撤退後もマドリードの宮廷に対して反抗を続けたものの、1714年9月11日にその膝を屈した。1716年1月、カタルーニャにも同様に新組織王令が下され、フェロス、諸特権や議会の廃止、公的な機関でのカタルーニャ語の使用禁止が命じられたのである。⁽¹³⁾

(2) 改革への道程

フェリペ5世が即位した当時のスペインは、私掠船によって頻繁に通商を妨害されており、また密輸船がスペインの植民地へと入り込んでいた。そのため、スペイン帝国内の貿易は、利潤の多くを他国によって奪われていた。密輸船は主としてオランダ、イギリス、フランスによるものであったが、なかにはスペイン人も含まれていた。⁽¹⁴⁾ 1705年、フェリペ5世は即位後ただちに商業の再編を求めて商業再建審議会 (Junta de Restablecimiento del Comercio) を設置した。⁽¹⁵⁾ その背景にはスペインにとって大西洋貿易は改善の余地を残しており、その富を余すことなく享受することによってこそ、スペインと帝国を再生することが可能とする考えがあった。

私掠と密輸による損失は、制度的な欠陥によるものでもあった。1543年の法令により導入された定期船団制 (El sistema de flotas y galeones) は、年に2隻の船を貿易のため海外に送るフローティング制とガレオン制から構成されていた。前者はスペインとヌエバ・エスパニャ、後者はスペインと南アメリカとを結ぶ貿易制度であった。また、当時のスペインは単一港制度を敷いていた。時期により異なるが、海外貿易港はセビーリャやカディスあるいはサン・ルーカル・デ・バラメーダに限定されたうえ、出航日や航路が特定されていた。それゆえ、スペインの船舶は

(13) スペイン王位継承戦争の動向については、以下のものを参照した。Elliott, *IMPERIAL SPAIN: 1469-1716*, pp. 372-378; 立石編、『世界各国史 16 スペイン・ポルトガル史』、180、183-188 頁。

(14) Cierbide, *op.cit.*, p. 68.

(15) Hussey, *op.cit.*, pp. 37-38.

私掠船にとって非常に狙いやすい対象となっていたのである。⁽¹⁶⁾ もとよりスペイン領アメリカの副王領はヌエバ・エスパニャ副王領とペルー副王領の2つしかなく、広大な植民地を完全に統治することは困難であったから、植民地行政の再編も行う必要があった。ブルボン朝の政府当局は、横行する私掠・密輸行為に対処するべく、海軍力の向上と植民地貿易の再編を通じて、いかに自らの利益を確保していくかという問題に直面していたのである。

(3) ブルボン朝とバスク

スペインにおいて「バスク」と称されるのは、アラバ、ビスカヤ、ギプスコアの3県である。ギプスコアとアラバは1200年頃から1330年代前半にかけてカスティーリャ王国に併合され、続いてビスカヤも1379年に併合された。カスティーリャ国王は、それらの地域に対して王への忠誠と引き換えに慣習の続行と政治・経済的特権を与えることを宣誓したのである。以降、アラバ、ビスカヤ、ギプスコアは19世紀にいたるまで、おのののフエロスを享受し続けることとなった。しかも、これら3地域はフェリペ5世の新組織王令によって、スペイン王国内のフエロス存続地域であることが保証されたばかりか、同一言語を話すことからバスクとして一括されるようになり、その一体性を高めさせたのである。⁽¹⁷⁾

バスクが接するビスケー湾はリアス式海岸であり、タラやイワシの他にも鯨がよく現れ、捕鯨で栄えた地域であった。漁場はビスケー湾からアイスランド、北極圏スヴァールバル諸島から北アメリカの纽ーファンドランドにまで至り、本格的な纽ーファンドランドへの進出は16世紀初頭とされている。そして、纽ーファンドランドへの航海を支えていたのは、漁場で得たタラの塩漬け技術や、造船技術ならびに操船技術である。バスクの港は、1181年のサン・セバスティアン建設や1300年のビルバオ（ビルボ）建設以降、対フランドル輸出港として繁栄した。それに伴い、造船技術が向上し海運業が発達したのである。他にも、豊富な資源を活かした製鉄業が栄え、大砲や小銃を輸出した。バスク人にとって纽ーファンドランドは、伝統的に重要な漁場の1つであったが、1713年のユトレヒト条約は纽ーファンドランドのイギリス領編入を決定付け、外国人のそこでの漁業を禁止するものであった。⁽¹⁸⁾ 漁場の喪失による損失をいかに補充するかが、当時のバスク経済に突き付けられた課題となったのである。カラカス会社は、その1つの答えとして設立されたのである。

(16) この制度に代わり、1735年に登録船制度（レヒストロ制）が実施されるが、1754年にはヌエバ・エスパニャへ向かうフロータ制が再開された。立石博高「『自由貿易』規則（1778年）とスペイン経済」『地中海論集』12、1989年、64頁。

(17) 萩尾生、吉田浩美編『現代バスクを知るための50章』明石書店、2012年、78頁。

(18) Iribarren, op.cit., p. 169.

3 カラカス会社とギプスコア

(1) カラカス会社の設立

18世紀初頭、大西洋貿易の活性化と統制化を目的としてフェリペ5世によって設立された会社は、カラカス会社のみではなかった。1714年に設立されたホンジュラス会社は、カラカス会社に先立つ、大西洋貿易活性化を目的とした株式会社である。ホンジュラス会社は直接貿易を認められたが、密輸による弊害を克服することができていなかった。そのため、プロジェクト⁽¹⁹⁾は失敗に終わり、後のカラカス会社設立時に通商審議会から懸念の声が上がる要因となった。

コロンブスの第三回航海によって、はじめてヨーロッパ人が辿り着いたベネズエラは、スペインの植民地の中で最も肥沃な土地であり、潜在的な富を有していた。しかし、当時のスペインではアメリカ植民地における農業は、重要な産業分野とみなされなかった。そのため、ベネズエラに対する注目は、金と真珠を求めたコンキスタドールの時代、つまりコロンブスが発見しカスティーリヤ国王の支配下に組み込まれた1498年から16世紀中葉に限定され、それ以後、約200年にわたりベネズエラはスペイン本国からの関心を受けることはなかった。17世紀後半にはスペインから2隻の船が来航したが、船員らは商品を60%の価格で現地人に売り、積荷をわずかに買い付けたことが記録されているばかりで、それ以上、スペイン船が到着することはなかった。⁽²⁰⁾それゆえ、カラカス会社がベネズエラへ到着するまで本国との貿易は無い状態に等しく、オランダ人やイギリス人によって商業が独占されており、彼らを通じてスペインは商品を購入している状態であった。後にカラカス会社の主要貿易品目として注目を浴びるカカオは、当時オランダ西インド会社の拠点であったキュラソー島から香辛料とともに仕入れられていたのである。⁽²¹⁾

カラカス会社の本拠地となるバスクはイベリア半島北部のカンタブリア海に接しており、海外貿易をすすめるうえで地理的な条件に恵まれていた。特にギプスコアは北西ヨーロッパ諸国に最も近接しているという有利な条件をもちあわせていたうえに、王権から付与されたフェロスの恩恵を受け、自由な対ヨーロッパ交易を行うことができた。しかし、单一港制度によってアメリカ貿易からあがる利益を独占していたカディスに対する反発もまた存在していた。カディスはスペイン南西部の大西洋岸に位置しており、ギプスコアとはかなり遠く離れていた。このことから、ギプスコアの商人達は、自らの地域と密接な関係を持つ会社の設立を検討することにした。こうした貿易会社の設立計画は1728年以前からあり、当時のヨーロッパで金や銀より高価とされたカカオを輸入するためベネズエラを貿易の目的地として想定した。ペニヤフロリダ伯フランシスコ・デ・ムニベ・エ・イディアケスとラモン・デ・アルテアガ、ホセ・デ・アレイサガ、ヘロニモ・ラパサラ、ギプスコアの商人あるいは船主や船員らがサン・セ

(19) Hussey, *op.cit.*, pp. 45-51.

(20) 山田篤美『黄金郷（エルドラド）伝説——スペインとイギリスの探検帝国主義』中央公論新社、2008年。

(21) Hussey, *op.cit.*, p. 52.

(22) Cierbide, *op.cit.*, p. 66.

バスティアンに集い、会社設立を国王に申請することを決定した。⁽²³⁾ 1727年頃、ギプスコア県は、特権議会の大臣にあたるフェリペ・アギーレに会社の設立を打診している。通商審議会は私掠船と密輸船による妨害を懸念したが、フェリペ5世の裁可によって、ギプスコアとベネズエラのカラカスを結ぶ会社の設立が許可された。⁽²⁴⁾ こうしてカラカス会社は1728年9月25日、フェリペ5世の王令を受け、ギプスコアの中心地であるサン・セバスティアンに本店を設置した。

王令において、会社はベネズエラで貿易を行うことができる唯一の会社と定められ、排他的特権が賦与された。それに応じた会社の目的の1つとして、他国に奪われていた力カオ貿易の再独占がうたわれていた。そのため、密輸船が侵入するオリノコ川河口と沿岸の警備と密輸船の追撃を会社に義務付けている。また、1年に2隻の船舶を直接ギプスコアの港からカラカスへ向け送り出すことも許可された。さらに、その1隻ごとに40～50の大砲の積載が定められた。ベネズエラにおいては積荷をおろすラ・グアイラ港と停泊するためのプエルト・カバージョ港の2港が定められ、会社の船舶はカラカスの2つの港を自由に往来する権限を付与された。こうしてカディスで煩雑な出港手続きをする必要はなくなったが、帰路はカディスへの寄港が求められた。⁽²⁵⁾

1728年11月17日には、県議会で会社定款が定められた。その内容は以下の通りである。⁽²⁶⁾

(1) この会社は、株式会社の形態を採用し、1株は500ペソ金貨で売却する。5名の取締役により運営される。会社の運営開始にあたり、国王が、取締役の1人に入ること。取締役は、年に5,000ペソの給料を受け取る。二等親内の血縁関係にあるもの同士は、同時に取締役に就任できない。

(2) 少なくとも5年に1度は株主総会を開くこと。総会に出席できるのは8株以上の保有者であること。そこでは、取締役選挙を行うこと、配当率を決定すること。

1730年7月15日に2隻のフリゲート艦と1隻のガレー船が、船団を組み、ギプスコアのパサヘスを出港した。3か月後には、もう1隻のフリゲート艦が出港している。フリゲート艦のサン・イグナシオ号とサン・ホアキン号には46門の大砲が、サンタ・ロサ号には24門の大砲、ガレー船のガレーラ・ギプスコアナには16門の大砲が載せられており、4隻で561人の乗組員が乗船していた。これらの船舶は、ベネズエラに寄港後、すべてスペインに帰還している。表1は、この第1回航海および、第2回航海の決算表明細である。最終利益は738,570ペソとなっており、当初2回の航海において、設立後間もないカラカス会社は、とりあえずその目的を達成できたものと考えられる。

表2の株式配当率を見てみると、1739年までは20パーセントの配当率を誇っている。その後、

(23) Ibid., p. 66.

(24) Hussey, *op.cit.*, pp. 59-60.

(25) Iribarren, *op.cit.*, p. 170; Hussey, *op.cit.*, pp. 60-61.

(26) Hussey, *op. cit.*, pp. 63-64; 中川和彦『カラカス会社』の素描』『成城大學經濟研究』163号、2003年、55-56頁。

(27) La Real Compañía Guipuzcoana de Caracas, *Real Compañía Guipuzcoana de Caracas, Noticias Históricas Prácticas*, Madrid: s.n., 1765, p. 30. この史料は Biblioteca Virtual Patrimonio Bibliográfico (<http://bvpb.mcu.es/es/consulta/registro.cmd?id=404347>) にて2016年1月14日閲覧。

表1 第1回航海・第2回航海の決算表

第1回航海と第2回航海の概算		単位:ペソ
費用		
1. 装備		
第1回航海		
沿岸防備に適したフリゲート艦2隻(それぞれ46門の大砲)	110,000	
フリゲート艦1隻(24門の大砲)	40,000	
ガレー船1隻(16門の大砲)	8,000	
第2回航海		
沿岸防備に適したフリゲート艦2隻(それぞれ46門の大砲)	110,000	
乗組員(2回の航海分)		
1,400人(50人の船長や航海士を含む)	140,000	
食糧	70,000	
	478,000	
2. 外国へ航海するための税金と、その他の経費	900,000	
3. 取引費用		
カカオ80,000ファネガ	800,000	
スペイン内の税金	563,430	
間接経費	100,000	
荷卸し費用	20,000	
	1,483,430	
	総費用	2,861,430
利益		
カカオ80,000ファネガを免税で売却(1ファネガ45ペソ)	3,600,000	
	最終利益	738,570

出典: Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company, 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934, p. 71.

表2 株式配当率

年	配当率				
購入	支払	%	1765	1765	5
1733	1735	20	1766	支払済	5
1736	1737	20	1767	1768	5
1737	1738	20	1768	1770	5
1738	1739	20	1770	1771	5
1739	1739	20	1771	1772	5
1741.3	1741	26 2/3	1772	1773	5
1741.6	1741	33 1/3	1773	1774	5
1749	1751	25	1774	1775	5
1753	1754	5	1775	1776	5
1754	1756	5	1776	1777	5
1757	1759	5	1777	1778	5
1758	1759	5	1778	1779	5
1759	1761	5	1779	1784	5
1760	1761	5	1780	1784	5
1761	1764以後	5	1781	なし	
1762	1764以後	5	1782	なし	
1763	1764以後	5	1783	なし	
1764	1764	5	1784	なし	

出典: Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company, 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934, p. 321.

1741年に支払われた2回分は、26パーセントと3分の2、33パーセントと3分の1と、会社の利潤に従って配当率も増加している。しかしながら、会社の転換点となるベネズエラでの反乱と本部のマドリード移転後は、5パーセントに定められることになった。

(2) カラカス会社の貿易活動——カカオとタバコを中心

カラカス会社の貿易航路としては、まずサン・セバスティアンあるいはパサヘス（パサイア）から、ベネズエラのラ・グアイラ港またはプレルト・カベージョ港へ向かい、そこから本国のカディスへ貿易の記録のために一度立ち寄り、その後バスクやスペイン北岸の諸港へ帰還するというものであった。初回の航海の後、会社は首都マドリードとギプスコアのサン・セバスティアン、当時スペインの海外貿易の拠点であったカディスに倉庫と代理店を設立した。

カラカスからは、当時のヨーロッパで貴重品であったカカオ、鉱石、革とタバコがもたらされた。⁽²⁸⁾ 中米が原産地であり、儀礼道具、薬品、貨幣の役割を持っていたカカオとタバコは、元来、薬品としてヨーロッパに紹介された。はじめカカオは宮廷で飲用される奢侈品として扱われた一方、タバコは庶民へも普及していったのである。⁽²⁹⁾ 18世紀には、セビーリャに王立タバコ工場が設立され、またギルドによるココア製造も始まつたことから、両商品の普及と需要の高さを見てとることができる。

カラカス会社はスペイン各地の物産をカラカスへと送り込んでいる。まずバスクからは、鉄の棒や釘といった鉄具、漁具、大砲や銃などの武器、イワシ、造船用木材と外板が運ばれた。ナバラからは、ワインと蒸留酒、紙、オール、造船用木材と外板が輸出された。この2地域から輸出された造船用の材木は、スペイン船の資材として使われたと考えられる。アラゴンからはインド綿、カタルーニャからはインド綿や絹と亜麻のソックス、ワイン、蒸留酒が運ばれた。さらにバレンシアからは絹織物とアルコラ産の陶器が輸出された。アンダルシアからは、小麦、蒸留酒、ワイン、アーモンド、ケッパー、グラナダ産とセビーリャ産の絹、セビーリャ産の陶器、コルドバの亜麻織物が輸出された。マドリードを中心としたカスティーリャ・ヌエバからは絹のハンカチーフとグアダラハラ産の毛織物が、カスティーリャ・ビエハからは緋色のラシャ、千日草、小麦粉、防水された羊毛の布地、羊毛の毛布といった、各地域の特産品とされるものが会社によって運ばれている。⁽³⁰⁾

カラカス会社の主要輸入品目であったカカオとタバコについて、フッセイが編集した航海実績をもとに、1731年～1785年までの輸入状況をまとめると表3と表4のような実態が浮かび上がる。

会社のカカオ輸入は、1730年代と1757年以降に伸びているといえる。1753年以前は、会社の商品としてカカオが輸入されているのに対し、1759年以降には私人運搬が増加しており、ときには会社の商品としての輸入量を上回っている。しかし、1778年の自由貿易規則と呼ばれる貿易解放令の発布以降、会社が終焉する1785年までは、私人運搬も含め急激に輸入量が減少している。

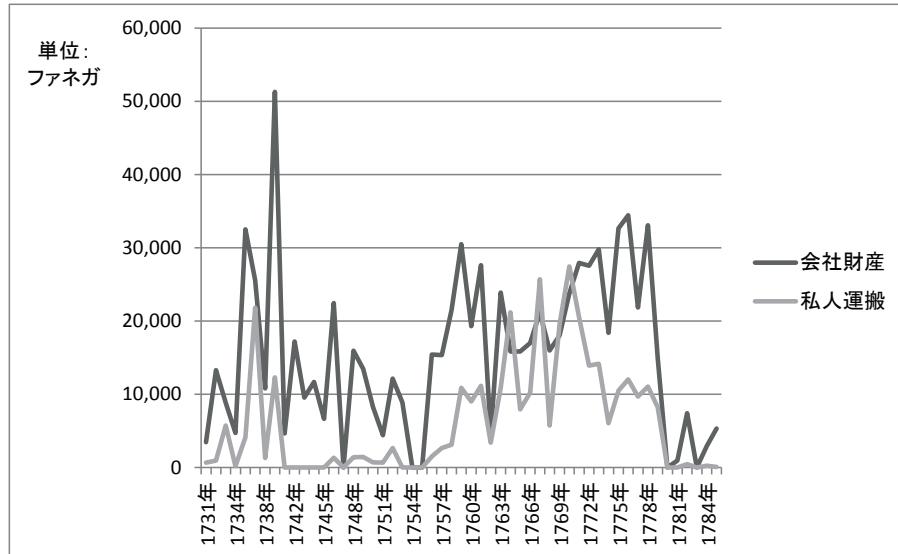
(28) Cierbide, *op.cit.*, p. 66.

(29) Marcy Norton, *Sacred Gifts, Profane Pleasures: A History of Tobacco and Chocolate in the Atlantic World*, Ithaca: Cornell University Press, 2008.

(30) 武田尚子『チョコレートの世界史——近代ヨーロッパが磨き上げた褐色の宝石』中央公論新社、2010年、55-58頁。

(31) La Real Compañía Guipuzcoana de Caracas, *op.cit.*, pp. 140-142.

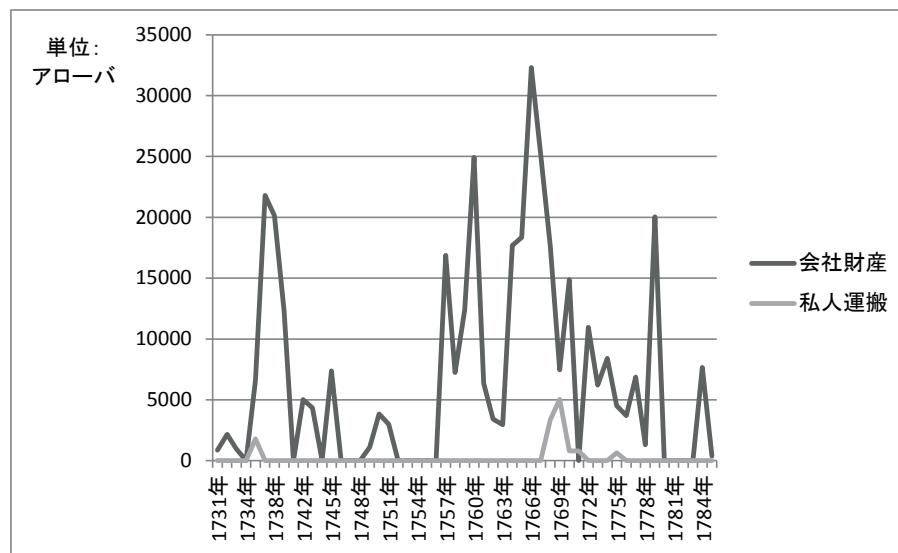
表3 カラカス会社によってスペインに輸入されたカカオ（1731-1785年）



※1 ファネガ = 55.5 リットル

出典：Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company, 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934, pp. 305-318 より筆者作成。

表4 カラカス会社によってスペインに輸入されたタバコ（1731-1785年）

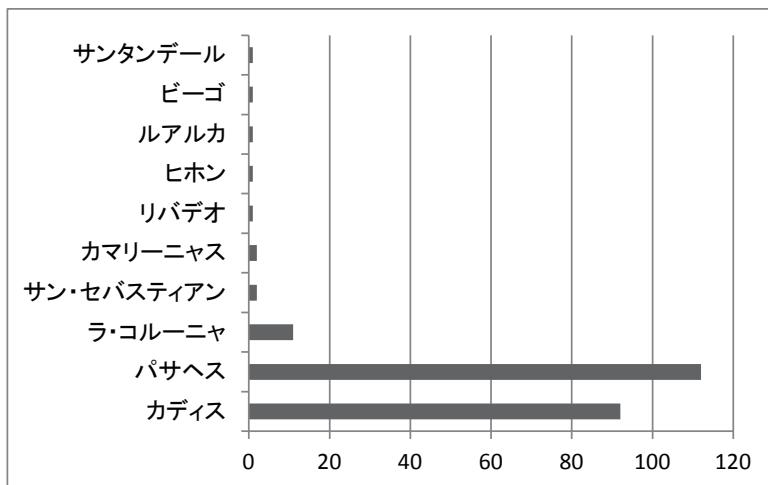


※1 アローバ=約 11.5 キログラム

出典：Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company, 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934, pp. 305-318 より筆者作成。

タバコについては、ほとんどが会社財産として輸送された。私人運搬は1770年前後に行われるが、そのほとんどは王室からの要請によるものであり、多い年でも5,000アローバほどであった。この2つのグラフからわかるることは、1750年代後半以降、自由貿易規則が発布される直前までの時期に輸入量が増大していることである。カカオについては、会社財産だけでなく私人運搬も増加している。

表5 カラカス会社の帰還港(1731-1785年)



出典：Roland Dennis Hussey, *The Caracas Company, 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, 1934, pp. 305-318 より筆者作成。

次に、会社が航海の後、最終的にたどり着いた帰還港は、表5の通りであり、会社の帰還港は10港におよぶ。すなわち、スペインの貿易独占港であったカディス、バスクの主要な港であるパサヘスとサン・セバスティアン、ガリシアのラ・コルニヤ（ア・コルニヤ）、カマリニヤス、リバデオ、ビゴ、セデイラ、そしてアストゥリアスにあるヒホンとルアルカ、カンタブリアのサンタンデールである。⁽³²⁾

フッセイがまとめた航海実績によれば、創業初期の1739年頃までは圧倒的にカディスの使用率が高い。しかし、1740年頃から、バスク諸港の使用率が高まる。さらには、アストゥリアスやガリシアの港にも帰港するようになる。そして、1757年を超えたころから、パサヘスを中心としたバスクの港への帰港率が高まる。全体を通してみると、バスクの港は50パーセントを超えており。一方、カディスは40パーセント程度であり、残り1割をガリシアやアストゥリアス、カンタブリアが占めている。これは、会社がカディスにのみ依存したのではなく、国家が定めた貿易ルートに必ずしも捉われなかったことを示している。

(3) 会社株式とギプスコア

カラカス会社は、王令によって設立が許可されたものの、株式会社としてその運営をスタートさせた。長年にわたる経済危機や、オランダ人やイギリス人による私掠と密輸の横行、度重なる戦争によって、スペインの国庫は既に新たな事業を行うだけの財政的余裕がなく、諸外国からの信頼も欠落していた。⁽³³⁾

(32) 実際には1743年に1度、フランスのロシュフォールに7,487ファネガのカカオと共に到着したことがあるが、ここではスペイン内に限ってデータ化している。Hussey, *op.cit.*, pp. 305-318.

(33) Hussey, *op.cit.*, p. 65.

表6 株主名簿（1734年）

氏名	議決権数	氏名	議決権数
フェリペ5世とイサベル王妃	25	ファン・マヌエル・デ・ラ・マリア・リナーレス	1
ギプスコア県	12	マルティン・ジョセップ・デ・アルビス	1
ファン・アントニオ・クラエセンス（取締役）	7	アントニオ・オケンド	1
ジョセップ・ミゲル・デ・ビルドソーラ（取締役）	5	マルティン・イグナシオ・デ・エルゴリアガ	1
ジョセップ・デ・ロペオラ（取締役）	5	ガブリエル・デ・ラグーナ	1
サンセバティアンのコンスラード	4	フランシスカ・カラレーナ	1
マルケス・デ・カサボンテホス	4	シモン・デ・リスパルディサ	1
フランシスコ・アントニオ・デ・オルベ	3	ペドロ・デ・サンバラ	1
マルティン・デ・アロステギ	3	フェリペ・デ・アギーレ	1
フランシスコ・デ・エスラバ	3	マリアナ・ペレス・ダルドン	1
ジョセップ・デ・イアルサ	3	ジョセップ・デ・アルセ	1
サン・セバティアン市	2	ガルシア・デ・アンドアイン	1
マルケス・イ・マルケサ・デ・ラ・バス	2	マヌエル・ジョセップ・デ・エチエベリーア	1
グレゴリオ・デ・ジュニバルビア（取締役）	2	ファン・ミゲル・デ・ラビアーノ	1
カルロス・アンドリアニ	2	ファン・フェリペ・デ・アンサ	1
サンティアゴ・デ・リサーリ	2	ファン・クラセニス	1
ジョセップ・デ・アイエルディ（取締役）	2	ファン・デ・ラスケティ	1
ミケーレ・イペナリエータ	2	ラファエル・デ・エリーサ	1
ファン・アンヘル・デ・エチエベリーア	2	ファキン・ペレス	1
ファン・デ・イトウラルデ	2	ジョセップ・ラスカーノ	1
マルケス・デ・バルメディアノ	1	マルティン・デ・サバレタ	1
マルケス・デ・ナロス	1	マテオ・マルティアレーナ・デル・バランコ	1
バルトロメ・デ・ウルビーナ	1	ニコラス・デ・エチエベステ	1
ファン・デ・ゴイエヌス	1	ドゥケーサ・デ・アルコス	1
フランシスコ・デ・アルデコア	1	フランシスコ・デ・アルコ	1
マヌエル・デ・アギーレ	1	カタリーナ・バブタ・デ・アスティガラーガ	1
フランシスコ・デ・エウラーテ	1	ジョセップ・アントニオ（検査官）	1
ジョセップ・ハシント・デ・メンディサバル	1	ファン・バブタ・デ・エチエベリーア	1
オニヤーテ大学	1		

出典：中川和彦『『カラカス会社』の素描』『成城大學經濟研究』163号、2003年、70-71頁。

株式は、1株500ペソで売却された。初回の株式購入期限は1733年に終了したが、払い込まれたのは706,300ペソに過ぎず、会社の運営に必要と考えられた1,500,000ペソの半分以下⁽³⁴⁾であった。株式のうち、200株がフェリペ5世と王妃イサベル・デ・ファルネシオによって購入され、100株がギプスコア県により購入されている。株主には、ギプスコアのオニヤーテ市に1540年から1989年まで存在したオニヤーテ大学、サン・セバティアンのコンスラードといったギプスコア関係者が多く含まれている。これは、王立会社でありながら、その運営は、むしろギプスコア人によって行われていたことを示している。

それは表6の株主総会における議決権の内訳からも裏書きされる。株主は8株所持することによって議決権1票を与えられた。株式名簿に記載されている株主は、57名および、その中でもバスク出身者あるいはバスク関係者と考えられる者は29名にのぼる。さらに会社の取締役は、国王を除いてギプスコア在住者でなければならなかった。払い込み金額から逆算すると、発行株式数は約1412株となり、そこから発生する議決権数は、最大176票である。1734年段階で議決権を最も多く保有したのは、フェリペ5世とイサベル王妃で、25票である。以下、

(34) *Ibid.*, p. 170.

(35) Iribarren, op.cit., pp. 169-170.

(36) この株主名簿は、中川『『カラカス会社』の素描』、70-71頁を参照した。この数値は人名系統あるいは役職から確実にバスク人またはバスク関係者とみなされる者だけを抽出したものであり、あくまでも最小限に見積もったものである。

ギプスコア県 12 票、取締役であるファン・アントニオ・クラエセンスの 7 票、取締役のジョセップ・ミゲル・デ・ビルドソーラ 5 票、そして取締役ジョセップ・デ・ロペオラの 5 票と続いている。株主名簿に記されている議決権数は 129 票であり、そのうち 29 名のバスク関係者が保有する議決権数は、全体で 67 票となる。したがって、会社の株式あるいは議決権の半数以上はバスク人によって占められていたことになる。カラカス会社の経営は事实上バスク人によって掌握されていたのである。

4 カラカス会社の衰退とバスク

会社にとって大きな転換点となったのは、1749 年に起きたファン・フランシスコ・デ・レオンの反乱である。レオンはカナリア諸島で生まれた後、パナキーレの町へ入植する人々のリーダーとしてカラカスへ渡りカカオ農園を経営し、もっぱらオランダ人を相手に商売を行っていた。そのため、レオンはカラカス会社の進出に少なからず反感を抱き、クリオーリョやオランダ人の密輸者と協力していた。これに対し、会社は植民地政府に働きかけて、入植後に彼が得ていた法務官（*teniente de justicia*）の役職を奪った。⁽³⁷⁾ このことにより、レオンは息子のニコラスと共に現地住民達を引き連れて反乱を起こした。この反乱は 1752 年に鎮圧されるものの、ハバナなど他の植民地当局や本国の大臣達に衝撃を与え、インディアス枢機會議においてカラカスにおける反乱はカラカス会社の進出に起因すると判断されたために、会社は一時的な撤退を余儀なくされた。⁽³⁸⁾

これらのことから会社は、貿易利潤をギプスコアのみで独占していたような組織体制の再編と変革を迫られた。1751 年 5 月 24 日の王令によって、本拠地をサン・セバスティアンから首都マドリードへと移転することが定められた。会社の利益を享受していたサン・セバスティアンをはじめ北部の人々は嘆願を行ったものの、政府の財政的貢献の拡大が求められたのである。⁽³⁹⁾ さらに、1752 年からは株式配当率が 5 パーセントに定められ、費用のかかる余分な倉庫を排除する代わりにカラカスへ運搬する物資 1 年間分の倉庫を建てることが決められた。こうした変革は王権に受け入れられ、ラ・グアイラ港から直接ナバーラ、カスティーリャ、アラゴン、ガリシア、アストゥリアス、バスクへカカオを直接運搬することと、ラ・コルーニャ、カディス、マドリード、さらにはアリカンテ、バルセロナ、バレンシアにも商品倉庫を置くことが許された。⁽⁴⁰⁾

しかし、会社の変革を行ったとしても、海上では密輸船に悩まされ続けた。もはや旧式化した会社の船舶では、小型かつ高速である密輸船を捕捉することができなくなっていた。こうした背景の中で、会社の財政は悪化の一途を辿る。1763 年、1774 年、1783 年と段階の異なる 3

(37) Iribarren, *op.cit.*, pp. 194-197.

(38) Hussey, *op.cit.*, pp. 127-128.

(39) *Ibid.*, pp. 156-157.

(40) *Ibid.*, pp. 157-158.

表7 カラカス会社の財務表

	1763年12月31日	1774年12月31日	1783年12月31日
負債			
貸借金	10,926,949	16,363,236	19,074,018
未払い配当金	3,825,402	607,465	
発行された株式	23,206,500	35,121,750	35,121,750
税金、給料	6,302,298	9,051,108	15,009,696
総負債	44,261,149	60,536,094	69,812,929
資産			
カラカスにおける資産	25,324,606	39,510,233	26,146,437
マラカイボにおける資産	5,835,015	4,462,541	5,381,951
スペインにおける資産	17,507,737	16,224,943	35,308,055
総資産	48,667,358	60,368,939	66,836,443

出典：Roland Dennis Hussey, *THE CARACAS COMPANY 1728-1784: A Study in the History of Spanish Monopolistic Trade*, London: Harvard University Press, pp. 193, 256, 294 より筆者作成。

年分のバランスシートを表にまとめると、表7のようになる。

1763年には、総資産が総負債を約4,000,000ペソ上回っていた。1774年の記録には未払い配当金が記されていないが、既に負債が資産を若干上回っている。会社末期の1783年には、負債が資産を約3,000,000ペソ上回り赤字となっていることがわかる。この間、すでに1765年には、後述の「アンティーリヤス諸島自由貿易令（第一次自由貿易令）」が出されて会社による貿易独占が蚕食され始めていたが、1774年はまさしく、アメリカ植民地における地域間取引が認可された年であり、さらに1778年には前述の「自由貿易規則」が発布されている。

これら一連の貿易自由化政策がとられたカルロス3世（在位1759-1788年）の治世は「スペインの啓蒙時代」とみなされており、スペインの経済難を建て直そうとする経済思想が大きく展開をみせた時期である。その中心となったのは、政治家かつ経済家であると同時にスペイン王立アカデミーの会員であり王立歴史協会会長でもあったカンポマネス⁽⁴¹⁾であった。さらには、前王フェルナンド6世（在位1746-1759年）の時代に活躍した政治家であり、ヨーロッパを巡察したのち『経済計画（Proyecto Económico）』を著したベルナルド・ワードも挙げられる。彼らは、七年戦争（1756-1763年）によりイギリスの優位が決定的になったことに対し危機感を抱いていた。スペインにとって帝国主義政策を採用するイギリスあるいはオランダの侵略は脅威であり、国家財政の健全化、植民地統治の安定、貿易の統制化が不可欠であると考えられていた。⁽⁴²⁾

それゆえ、カディスのみが大西洋貿易の富を独占する体制から、地方商人達がそれぞれの港から直接貿易を行うことのできる体制への転換が図られたのである。その際、従来の従量制閥

(41) 中本香「18世紀中葉のスペインにおける植民地統治体制改革に対する提言」『Estudios hispánicos』第30号、2006年、124頁。

(42) こうした思想は、フェリペ5世期の政治家、経済家、財政家であったホセ・カンピーリョが、すでに大西洋上におけるイギリスとの戦争であるアシエント戦争（1739-1748年）中の1743年に著したものにもうかがうことができる。José del Campillo y Cosio, *Nuevo sistema de gobierno económico para la América*, Madrid: Benito Cano, 1789. この史料はBiblioteca Nacional Digital de Chile (<http://www.bibliotecanacionaldigital.cl>)にて2015年1月14日閲覧。

税であるトネラダ税⁽⁴³⁾とパルメオ税⁽⁴⁴⁾を廃止することを視野に入れていた。この思想は一見、港の開放や税の免除といった全面的な貿易自由化のようにみえる。だが一方で、スペイン政府はアメリカ植民地をスペイン産商品の巨大な販売市場として見なしていた。そのため、税を軽減する反面、外国船にはパルメオ税を残そうとしている。これは、競争力に欠けるスペインの製造品が、アメリカ植民地で一定の競争力を持つように考えられた政策である。その意味で、当時の貿易自由化政策には、依然として重商主義的な保護関税制度も組み込まれていたのである。

そうした影響を受けて 1765 年 10 月 16 日にカルロス 3 世による王令、「アンティーリヤス諸島自由貿易令（第一次自由貿易令）」でキューバ島、サン・ドミンゴ、エルトリコ、マルガリータ、トリニダードといった植民地とカディス、セビーリャ、アリカンテ、カルタヘナ、マラガ、バルセロナ、サンタンデール、ラ・コルーニャ、ヒホンといった半島の 9 港が開放され、続いて 1778 年 2 月 2 日の王令によって上記の諸港に加えて、イベリア半島のアルメリーア、アルファケス・デ・トルトーサ、パルマ・デ・マリヨルカ、サンタ・クルス・デ・テネリフェとアメリカのブエノス・アイレス、モンテビデオが自由貿易港に定められた。8か月後の 10 月 12 日には、自由貿易規則とよばれる「インディアスへの自由貿易のための規定および関税（Reglamento y Aranceles Reales para el comercio libre de España a Indias）」により、上記イベリア半島 13 港、バレアレス諸島、カナリア諸島、くわえて植民地 24 港の自由貿易化が定められることとなった。ただしベネズエラに関しては、1778 年の王令の対象とならなかった。カルロス 3 世は、ベネズエラの港で、排他的特権を持つカラカス会社が存続することを認めたのである。しかし、1789 年には、ベネズエラとメキシコも最終的に自由貿易地域に組み入れられることとなった。

先行研究では、一連の自由貿易制度によってカラカス会社は競争に敗北し、衰退へと向かうことになったとされている。フッセイは、バランスシートのデータを挙げながらも、やはり自由貿易規則によるスペイン全土の商人の大西洋貿易への参入を、会社の転換点としている。確かに、自由貿易規則によってカラカス会社は多大な影響を受けた。しかし、1774 年頃の会社財政は負債が上回っているものの、同時期におけるカカオの輸入数は中期以降で最も増えていた。これは、会社の輸入量の増加にも関わらず会社財政が悪化していたことを示している。その理由としては、ベネズエラから運搬されたカカオの収益が悪くなつたことが考えられる。密輸業者は会社が売る値段より 35% も安く売っていたとされる。また、密輸船が横行することでカカオの値段も変動し、安くなつていた。カラカスで 1 ファネガを 34 ペソで買い付けたとしても、スペイン国内では 30 ~ 33 ペソの価格でしか売れなくなつていた。それゆえ、自由

(43) ガレオン船建造費用として、アメリカ向け貨物に課税された。

(44) 1 平方パレルモにつき 5.5 レアルが徴収された。1 パレルモは約 21 c m。

(45) 中本、「17 ~ 18 世紀中葉におけるスペイン王国の構造と政治的集合概念について」、126-133 頁；「七年戦争を契機とするスペインの『帝国再編』——エスキラーチェの主導する植民地貿易の制度改革を中心に」『Estudios hispánicos』第 33 号、2008 年、115 頁。

(46) Hussey, *op.cit.*, p. 231.

(47) Iribarren, *op.cit.*, pp. 230-231; 立石、「『自由貿易』規則（1778 年）とスペイン経済」、64 頁。

(48) Iribarren, *op.cit.*, pp. 202-203.

貿易規則以前から会社の商品の競争力はすでに低下していたのであり、自由貿易規則による市場の開放が、それに拍車をかけたということになろう。

また、王権の視点から見るならば、彼らはスペイン王位継承戦争以後に大西洋貿易の再興を目指し、カラカス会社に代表されるような特権会社を設立した。しかし、その特権会社も結局は密貿易者との競争に打ち勝つことができず、収益は悪化するにいたった。さらには、七年戦争への軍事支出と、七年戦争以後イギリスの大西洋での優位が確定したことから、王権は新たな政策の考案を迫られていたことがうかがえる。⁽⁴⁹⁾王権は、単一港であったカディスにおいて外国人とくにフランス人の代理人が、その商業活動を占めていることに危機感を抱いた。度重なる軍事支出を賄うために、王権は植民地貿易からの税収を期待して、特権会社を廃止しスペイン全土の商人が大西洋貿易へ参入することを許可するにいたった。⁽⁵⁰⁾くわえて、植民地当局は財政難の本国を頼ることができず、自らの軍事費は自らで賄わなければならなかつたことからも、経済活性化のために自由貿易を求めた。この結果が、一連の自由貿易制度であったと考えられる。

こうして、カラカス会社はフィリピン会社に移行する形で終焉を迎えた。これ以降、ナポレオン戦争による影響とナポレオン軍によるイベリア半島進出、スペイン・ナショナリズム勃興を決定づけるスペイン独立戦争、それに続いてまたもや内戦となつたカルリスト戦争が勃発する。カルリスト戦争で、復古主義を掲げるバスクは、完全な中央集権と自由主義を掲げるイサベル2世の王権に反発したが敗北し、13世紀より続くフェロスを剥奪され特権を失つた。カラカス会社の終焉は、特権会社による独占貿易にねざした国家の商業体制と、中央集権化の過程にありながらバスクが特権を得ていた時代に1つのピリオドを打つものであった。

5 複合君主制国家とスペイン帝国

18世紀初頭に成立したブルボン朝は、スペイン王位継承戦争が顕在化させた国内外における諸課題を乗り越えるべく、一連の改革を行つた。第1に、従来の地方特権の保証と引き換えにはじめて君主が君臨することのできるような伝統的な複合政体を廃し、新組織王令の発布を通じて中央集権的な統治体制へと変化しようとしたこと、第2に、諸外国の私掠・密輸行為によって大きく侵害されていた大西洋貿易を改善するべく、カディスを中心とする従来の定期船団制・単一港制度の見直しを迫られるとともに、広大なスペイン領アメリカの植民地行政の再編に乗り出したことである。これらは、衰退しはじめたスペイン本国、さらには帝国全体をいかに再生させるべく王権の強化を図つたかという点で、密接に関係していたと考えられる。

(49) 17世紀末の時点で、カディスのアメリカ貿易に占めるフランス産商品は39%で最も多く、スペイン産商品は6%に過ぎなかつた。立石編、『世界各国史16 スペイン・ポルトガル史』、181頁。

(50) 自由貿易規則の施行をめぐる議論の展開については、以下を参照。立石、『『自由貿易』規則（1778年）とスペイン経済』；中本、「七年戦争を契機とするスペインの『帝国再編』——エスキラーチェの主導する植民地貿易の制度改革を中心に」。

こうした一連の改革からすれば、一見相反する位置を占めたのがバスクである。バスクはスペイン王位継承戦争においてブルボン朝に与したとはい、「免除県」として、13世紀以来のフェロスを依然として保証された。それは、漁業、製鉄業、とりわけ海運業に拠って立つバスクの自立的な経済発展に根差すと同時に、さらなる繁栄を支えるものであった。

とはいって、重要な漁場であったニューファンドランドの喪失に直面したバスクは、スペイン領でありながらそれまで事実上通商がほとんどなく密貿易が横行していたベネズエラ市場に参入すべく、バスクとくにギプスコア人主体のカラカス会社を設立し、ちょうど大西洋貿易の統制と活性化を図る王権より特権貿易会社としての地位を獲得し、カカオやタバコをおもな商品とするカラカス貿易の独占権を握るにいたったのである。これは、従来のカディス単一港制度を基盤とした貿易体制を部分的に撤廃していくというブルボン朝の新たな試みの1つであり、それまで密貿易に大きく損なわれてきた大西洋貿易の統制を通じて、自らの帝国を再生させるための重要な方策とみなされたからである。

カラカス会社の貿易は、王権により認可された排他的特権の下で行われた。それは、バスク、とくにギプスコアがかねてから保持していたフェロスを最大限に活用するばかりか、自らが培ってきた海運技術を国家的利益と結びつけることで獲得された、新たな特権であった。その意味で、カラカス会社による独占貿易は、バスクの政治的・経済的自立性と、本国のみならず帝国全体の再生を目指す王権という、両者の利害が合致したものとして位置づけられるべきものである。

のことから、従来のハプスブルク的な複合君主制からブルボン的な中央集権体制への転換という、一般的に知られる18世紀前半の政治体制の転換は一様に行われたわけではないということが明らかである。それどころか、王権は中央集権化を模索しつつ、帝国再生という自らの利害に叶うものとして、重商主義的な保護貿易制度と経済的に最も発達したバスクの地方諸特権をあえて一部に残し、活用したことになる。それを中央集権化の限界とみなすことは容易であるが、これは帝国全体の再生をめざす王権にとって、その企図を実現するのに最も適合していた措置であった。この点を踏まえていえば、本稿の作業は、近世的な複合君主制または礫岩国家の積極的な評価という近年の研究動向に新たな知見を付け加えるといえよう。

本稿の議論は、カラカス会社の本拠地であったギプスコアを中心としたものであり、バスクの他地域には触れていない。こうした経済的要因による複合的な制度の残存という状況を、他のバスク地域にも適用することができるのか、あるいはバスクの経済的自立性を活用する代わりに、地方諸特権を剥奪しなかったであろう王権の視点といった考察は、今後の課題としたい。